

# おかしいなと思ったら、消費生活センターへ



消費者ホットライン

局番なし  
※一部のIP電話からは利用できません



▲消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン

下関市消費生活センター ☎231-1270

それは消費者被害かもしれません。

## 想定事例



### 01 お試し価格で購入した商品の解約電話が繋がらない。

初回お試し価格500円の商品(商品例：<sup>痩身</sup>サプリ、脱毛クリーム、美白乳液など)を購入したところ、定期購入契約でした。

いつでも解約できるとのことだったのに、解約の電話が全くつながりません。

消費生活センターに相談したところ、事業者に連絡を取ってくれて、交渉することができました。



### 02 子どもがオンラインゲームに夢中になり、高額なクレジットの請求が。

子どもが、対戦型のオンラインゲームをしていました。父親が一度だけクレジットカードで対戦のためのアイテムを購入してあげましたが、その後も子どもが何度も購入していて高額な請求がきました。

消費生活センターに相談したところ、未成年者が親の同意なく結んだ契約は取り消すことができる場合があると助言をもらい、業者と交渉し、契約を取り消すことができました。



### 03 保険で修理できると言われたが、手数料が高すぎるので解約したい。

台風の後、突然来訪した業者から「台風で傷んだ外壁を、保険を使えば自己負担なく修理できる。保険金請求手続きは代行する。手数料として、保険金の30%をもらう」と勧誘され、契約しました。

落ち着いて考えると、保険金の30%の手数料は高すぎる気がして、キャンセルしたくなりました。

消費生活センターに相談したところ、クーリング・オフの方法を覚えてもらい、解約できました。

**ためらわずに、すぐに相談を！ 被害を食い止められることがあります。**

＼ 消費者被害を食い止めるために ／

## 下関市消費者安全確保地域協議会新設！

近年、深刻化する高齢者や障害者などの消費者被害に対応するため、今年8月、下関市消費者安全確保地域協議会が新設されました。

消費者被害などに気付いたとき、消費生活センターへスムーズにつながることができ、対象者へのアフターケアにもつながります。

自分や、身近な人が消費者被害に遭っているかもと思ったら、ためらわずに消費者ホットライン(消費生活センター)や下記の身近な構成員へ相談を。

### 構成員

下関市役所、市内警察署、下関市民生児童委員協議会、下関市地域包括支援センター、下関市社会福祉協議会、相談支援事業所(障害者)、下関市消費者の会